

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	排気ダクト接続部の漏えい防止機能の強化（空気のリークが確認されていないダクトを対象）作業において、原子炉建屋排気ダクトと主排気筒との接続部より空気のリークが認められたため、当該箇所を閉塞	A	8月7日公表済 (PDF164KB)

その他：5 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	漏えい燃料調査用気体廃棄物処理系高感度排ガスモニタの指示不良（ドリフト）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
2	5号機	火災受信盤に警報（No. 3軽油タンク火災）が発生したことから、確認したところ、誤警報であることが認められたため、火災受信盤を復旧、および検出器を点検	D	
3	6号機	濃縮廃液タンク（A）排水作業において、同タンクドレンラインの詰まりによる排水不良が認められたため、ドレン弁および配管を点検・清掃	D	
4	その他	技能訓練棟内クレーンホイスト点検（日常・月例）において、点検表の様式が改訂されていることを失念し、旧様式を使用していたことが認められたため、対応検討	C	
5	その他	構内屋外作業の現場詰所において、休憩中の協力会社作業員が体調不良を訴えたため、業務車にて病院へ搬送した。診察の結果、疲れからくる軽い脱水症で特に問題はないと診断された。	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで